



2026年6月19日

各位

会社名： サツドラホールディングス株式会社  
代表者名： 代表取締役社長 CEO 富山 浩樹  
(コード番号 3544 東証スタンダード・札証)  
問合せ先： 取締役 CFO 小西 憲明  
(TEL. 011-788-5166)

会社名： テラ株式会社  
代表者名： 代表取締役 富井 正浩

テラ株式会社による  
サツドラホールディングス株式会社（証券コード：3544）の普通株式に対する  
公開買付けの開始に関するお知らせ

テラ株式会社は、本日、サツドラホールディングス株式会社の普通株式を別添のとおり公開買付けにより取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

以上

本資料は、テラ株式会社（公開買付者）が、サツドラホールディングス株式会社（公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

（添付資料）

2026年6月19日付「サツドラホールディングス株式会社（証券コード：3544）の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

2026年6月19日

各 位

会 社 名： テラ株式会社

代表者名： 代表取締役 富 井 正 浩

**サツドラホールディングス株式会社（証券コード：3544）の普通株式に対する  
公開買付けの開始に関するお知らせ**

テラ株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、本日、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場（以下「東京証券取引所スタンダード市場」といいます。）及び証券会員制法人札幌証券取引所（以下「札幌証券取引所」といいます。）本則市場に上場しているサツドラホールディングス株式会社（以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本公開買付けの内容

(1) 対象者の名称

サツドラホールディングス株式会社

(2) 買付け等をする株券等の種類

普通株式

(3) 買付け等の期間

2026年6月22日（月曜日）から2026年8月3日（月曜日）まで（30営業日）

(4) 買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）

普通株式1株につき、金1,220円

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数 8,805,475株

買付予定数の下限 4,165,800株

買付予定数の上限 一株

(6) 決済の開始日

2026年8月10日（月曜日）

(7) 公開買付代理人

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

2. 本公開買付けの目的の概要

公開買付者は、本公開買付けを通じて対象者株式を取得及び所有することを主たる目的として2026年4月16日に設立された株式会社です。本日現在、公開買付者は、2026年4月16日に設立された株式会社であるルナ株式会社（以下「公開買付者親会社」といいます。）によりその発行済株式の全て（但し、自己株式を除きます。）を所有されており、公開買付者親会社は、本日現在、株式会社丸の内キャピタル（以下「丸の内キャピタル」といいます。）が無限責任組員として管理・運営する丸の内キャピタル第三号投資事業有限責任組合（以下「丸の内キャピタル3号ファンド」といいます。）によりその発行済株式の全て（但し、自己株式を除きます。）を所有されております。なお、本日現在、丸の内キャピタル、丸の内キャピタル3号ファンド、公開買付者親会社及び公開買付者は、対象者株式を所有していません。

丸の内キャピタルは、独立したファンド運営を行いながら、完全親会社である三菱商事株式会社（以下「三菱商事」といいます。）及びそのグループ会社（以下、総称して「三菱商事グループ」といいます。）の信用力・機能・ネットワークを活用し、独自の付加価値を提供するユニークなファンド運営会社であり、具体的には、投資ファンドとして有する過去の投資実績、並びに三菱商事の有する事業ネットワーク・業界知見・ノウハウや三菱商事からの出向者を活用しての事業拡大・成長、海外進出等をサポートするケースもあり、ファンドでありながら事業基盤を活用した事業支援が可能となっております。エクイティ投資を通じ、事業成長、事業再編、事業承継等の課題に対し具体的な解決策を提供するとともに、投資先企業の長期的な競争力の強化に取り組んでおります。丸の内キャピタルは、過去に株式会社タカラトミー、株式会社ジョイフル本田、株式会社山本製作所、株式会社成城石井、株式会社エムアイフードスタイル、株式会社大貴、トライス株式会社、株式会社ビーツ、株式会社サイプレス、株式会社グラニフ、株式会社TOSEI、株式会社三浦屋、株式会社ミスズライフ、株式会社KMCT、Sambo Piping (Thailand) Co., Ltd.、門司メタルプロダクツ株式会社、株式会社AKOMEYA TOKYO、東亜トレーディング株式会社、日本結晶光学株式会社、株式会社永谷園ホールディングス、中野冷機株式会社、リードスピーカー・ジャパン株式会社、スマートキャンプ株式会社、ジェイフィルム株式会社等への投資実績を有しております。なお、本日現在、三菱商事は、対象者株式を所有していません。

今般、公開買付者は、東京証券取引所スタンダード市場及び札幌証券取引所本則市場に上場している対象者株式の全て（但し、対象者の筆頭株主であるトミーコーポレーション株式会社（以下「トミーコーポレーション」といいます。）が所有する対象者株式（4,974,800株、所有割合（注1）：36.10%）（以下「本不応募株式」といいます。）及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得し、対象者を非公開化することを目的とした取引（以下「本取引」

といます。)の一環として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。なお、本取引に係る投資判断及び意思決定は丸の内キャピタルが自ら行っており、丸の内キャピタルを除く三菱商事グループは本取引の意思決定には関与しておりません。

また、トミーコーポレーションは、対象者の代表取締役社長CEOである富山浩樹氏(以下「富山氏」といいます。所有株式数11,821株、所有割合0.09%。)が代表取締役を務める富山氏及びその親族の資産管理会社であり(注2)、最終的に公開買付者親会社を株式交換完全親会社、公開買付者を株式交換完全子会社とする株式交換後のトミーコーポレーションの公開買付者親会社における議決権割合が33.40%となるよう算出される数の公開買付者親会社株式を取得する予定であることから、本取引はいわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)(注3)に該当し、富山氏は、本取引後も継続して対象者の経営にあたることを予定しております。

(注1)「所有割合」とは、対象者が2026年6月19日付で公表した「2026年5月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2026年5月15日現在の対象者の発行済株式総数(14,236,564株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(456,289株)を控除した株式数(13,780,275株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同じです。)をいいます。なお、富山氏は、富山氏の親族である富山睦浩氏(故人)の所有していた対象者株式(1,107株)に係る共有持分(3分の1)を有しておりますが、現在、遺産分割協議中であるため、富山氏の所有に係る対象者株式数(11,821株)には含めておりません。

(注2)トミーコーポレーションの発行済株式のうち、種類株式1株を富山睦浩氏(故人)が、当該種類株式1株を除く全ての発行済株式を富山氏が所有しておりました。富山氏は、富山睦浩氏(故人)の所有していたトミーコーポレーションの当該種類株式1株に係る共有持分(3分の1)を有しておりますが、現在、遺産分割協議中であるため、富山氏の他にトミーコーポレーションの株式を単独で所有している株主は存在しません。なお、本公開買付けの終了後に、富山氏が、上記遺産分割により富山睦浩氏(故人)の所有していたトミーコーポレーションの当該種類株式1株を相続する予定とこのことです。

(注3)「マネジメント・バイアウト(MBO)」とは、公開買付者が対象者の役員との合意に基づき公開買付けを行うものであって対象者の役員と利益を共通にするものである取引をいいます。

### 3. 公開買付け後の組織再編等の方針

公開買付者は、本公開買付けにより、対象者株式の全て(但し、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により対象者の株主を公開買付者及びトミーコーポレーションのみとすることを目的とした会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。

す。)第180条に基づいて行う対象者株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)を行うことを企図しております。

具体的には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、本株式併合を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む対象者の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)の開催を対象者に要請する予定です。公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始日後の近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、基準日設定公告を行うことを要請する予定であり、本臨時株主総会の開催時期は、現時点では、2026年11月上旬を予定しております。2026年6月19日に対象者が公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」によれば、対象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。なお、公開買付者及びトミーコーポレーションは、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、対象者の株主に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切捨てられます。)に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該対象者の株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう設定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に要請する予定です。また、本株式併合の割合は、本日現在において未定ですが、公開買付者及びトミーコーポレーションが対象者株式の全て(但し、対象者が所有する自己株式を除きます。)を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様(公開買付者及びトミーコーポレーションを除きます。)の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定される予定です。

本株式併合に関連する一般株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、所定の条件を満たす場合には、対象者の株主の皆様(公開買付者及びトミーコーポレーションを除きます。)は、対象者に対し、自己の所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全てを公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。上記のとおり、本株式併合においては、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様(公開買付者及びトミーコーポレーションを除きます。)の所有す

る対象者株式の数は1株に満たない端数となる予定ですので、本株式併合に反対する対象者の株主は、上記申立てを行うことができることになる予定です。なお、上記申立てがなされた場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

上記手続については、関係法令の改正、施行、当局の解釈等の状況によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があります。但し、その場合であっても、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（公開買付者及びトミーコーポレーションを除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該対象者の株主の皆様が交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該対象者の株主の皆様が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定です。

なお、譲渡制限付株式報酬として対象者グループの役員等が保有する対象者の譲渡制限付株式（以下「本譲渡制限付株式」といいます。）については、その割当契約書において、譲渡制限期間中に、会社法第180条に規定する株式併合に関する事項が対象者の株主総会で承認された場合（但し、会社法第180条第2項第2号に定める株式併合の効力発生日（以下「スクイーズアウト効力発生日」といいます。）が譲渡制限期間の満了時より前に到来するときに限ります。）は、対象者取締役会の決議により、スクイーズアウト効力発生日の前営業日の直前時をもって譲渡制限を解除するとされており、そのため、本譲渡制限付株式は、スクイーズアウト効力発生日の前営業日の直前時をもって譲渡制限が解除される想定であることから、本譲渡制限付株式の全てを本株式併合の対象とする予定です。

以上の場合における具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記各手続における税務上の取扱いについては、株主の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

#### 4. 上場廃止等となる見込み及びその事由

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所スタンダード市場及び札幌証券取引所本則市場に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所及び札幌証券取引所の定める上場廃止基準に従って、対象者株式は所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、上記「3. 公開買付け後の組織再編等の方針」に記載の本株式併合が実施された場合には、東京証券取引所及び札幌証券取引所の定める上場廃止基準に従い、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所スタンダード市場及び札幌証券取引所本則市場において取引することはできません。

その他、本公開買付けの具体的内容は、本公開買付けに関して公開買付者が2026年6月22日に提出する公開買付届出書をご参照ください。公開買付届出書は、EDINET (<https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/>) にて縦覧に供されます。

以上

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付け等に関する書類（その写しを含みます。）を、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。